

深大寺・佐須地域 農業公園計画に関する 説明会

令和2年6月10日

午後7時から8時30分

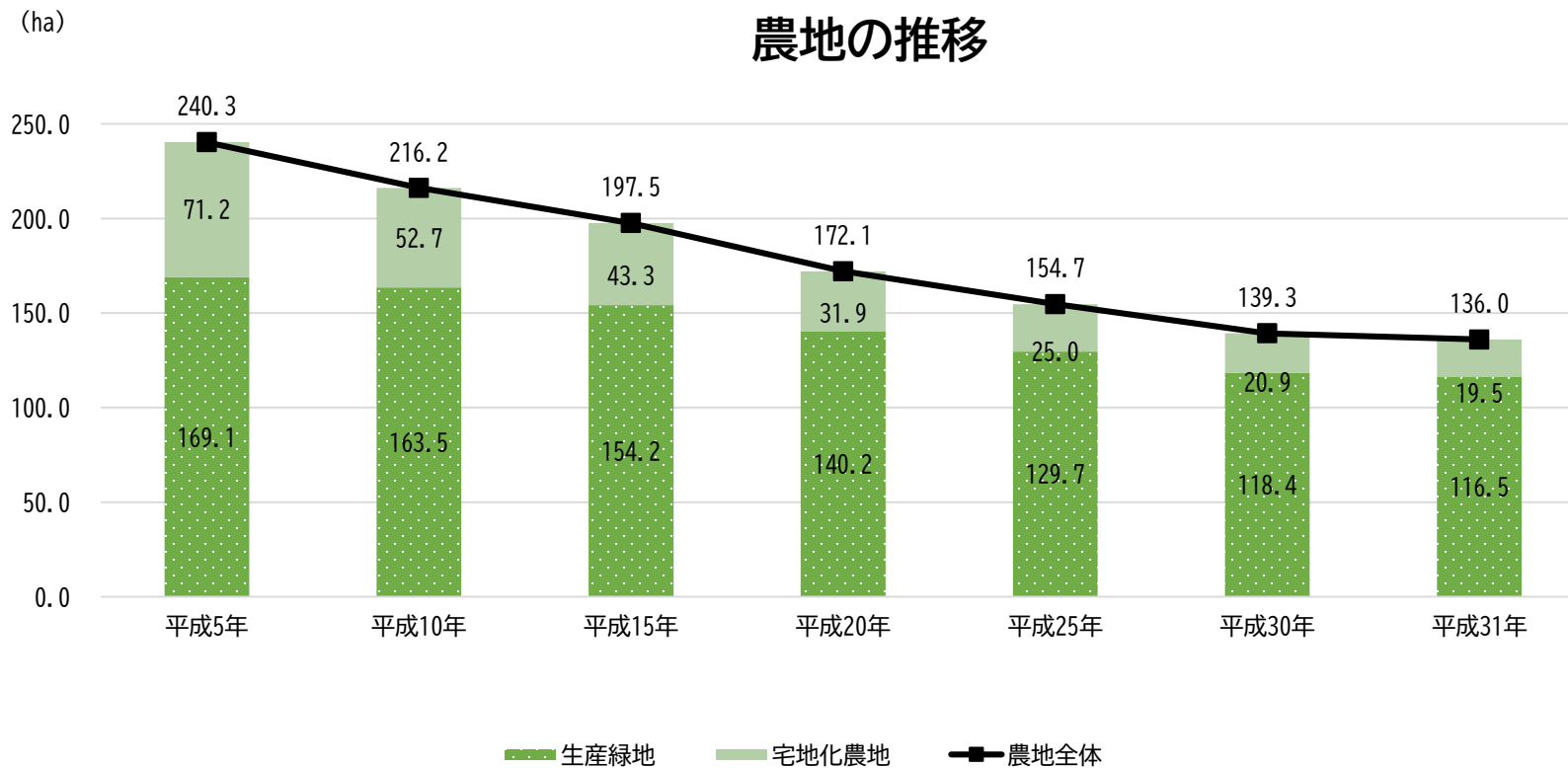
場所：北部公民館

調布市環境部 緑と公園課 環境政策課
生活文化スポーツ部 農政課

内容

- 調布市の農業の現状と課題
- 都市農地の機能
- 上位計画の位置付け
- 深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画
- 東京都農の風景育成地区制度
- 都市計画の概要
- 農業公園のイメージ
- 今後のスケジュール(予定)

調布市の農業の現状と課題



資料：調布市農業振興計画(令和2年3月)より

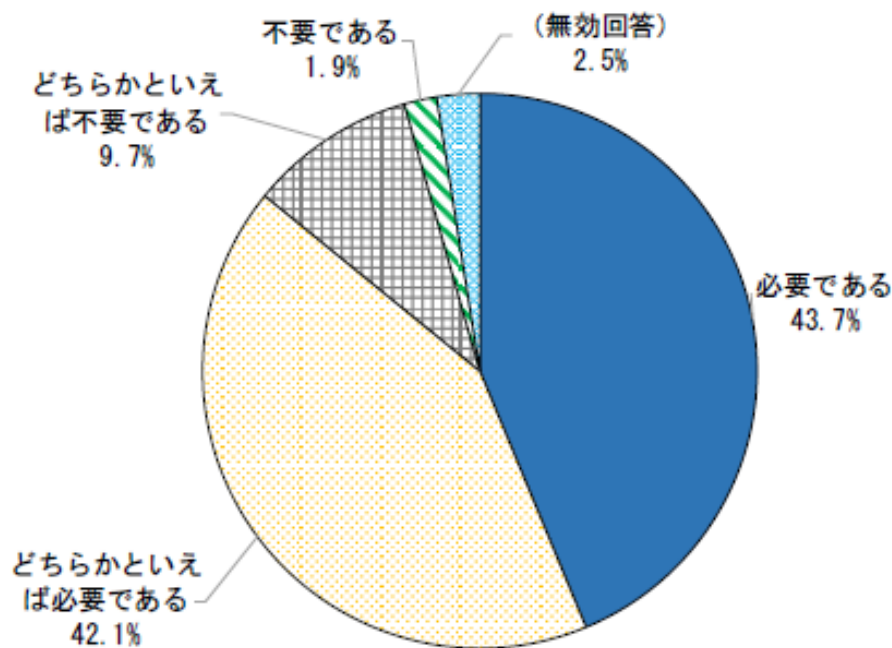
農地の宅地化が進んだことにより、平成5年以降は減少を続けている。

調布市の農業の現状と課題

問 44) あなたは、市内に農地が必要だと思いますか。

<全体 (n=1,367) >

○市内に農地が「必要である」は 43.7%, 「どちらかといえば必要である」は 42.1%であり, 合計で 85.8% を占めています。



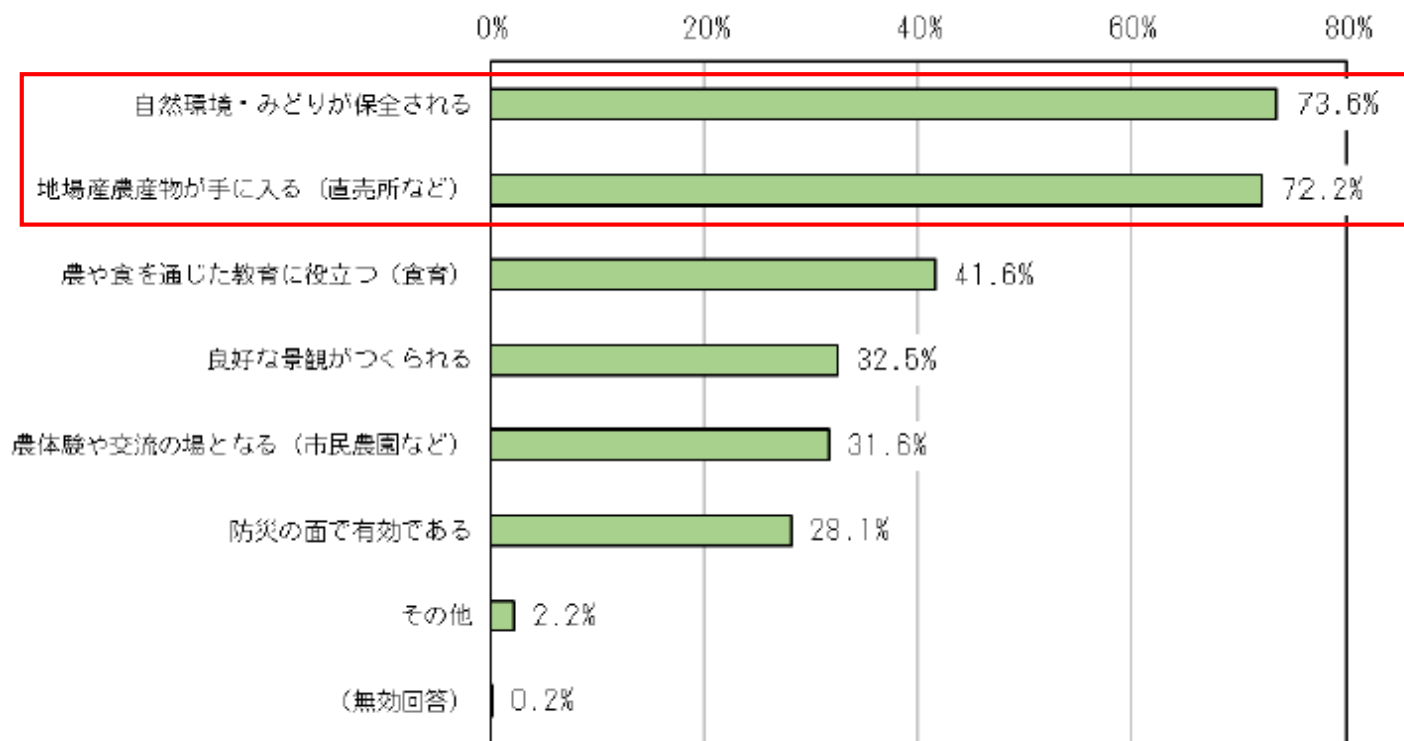
資料：調布市市民意識調査報告書(令和2年3月)より

調布市の農業の現状と課題

問 44-1) 市内に農地が必要だと思う理由は何ですか。

<全体 (n=1,367) >

○「自然環境・みどりが保全される」が73.6%で最も高く、次いで「地場産農産物が手に入る（直売所など）」の72.2%の順となっています。



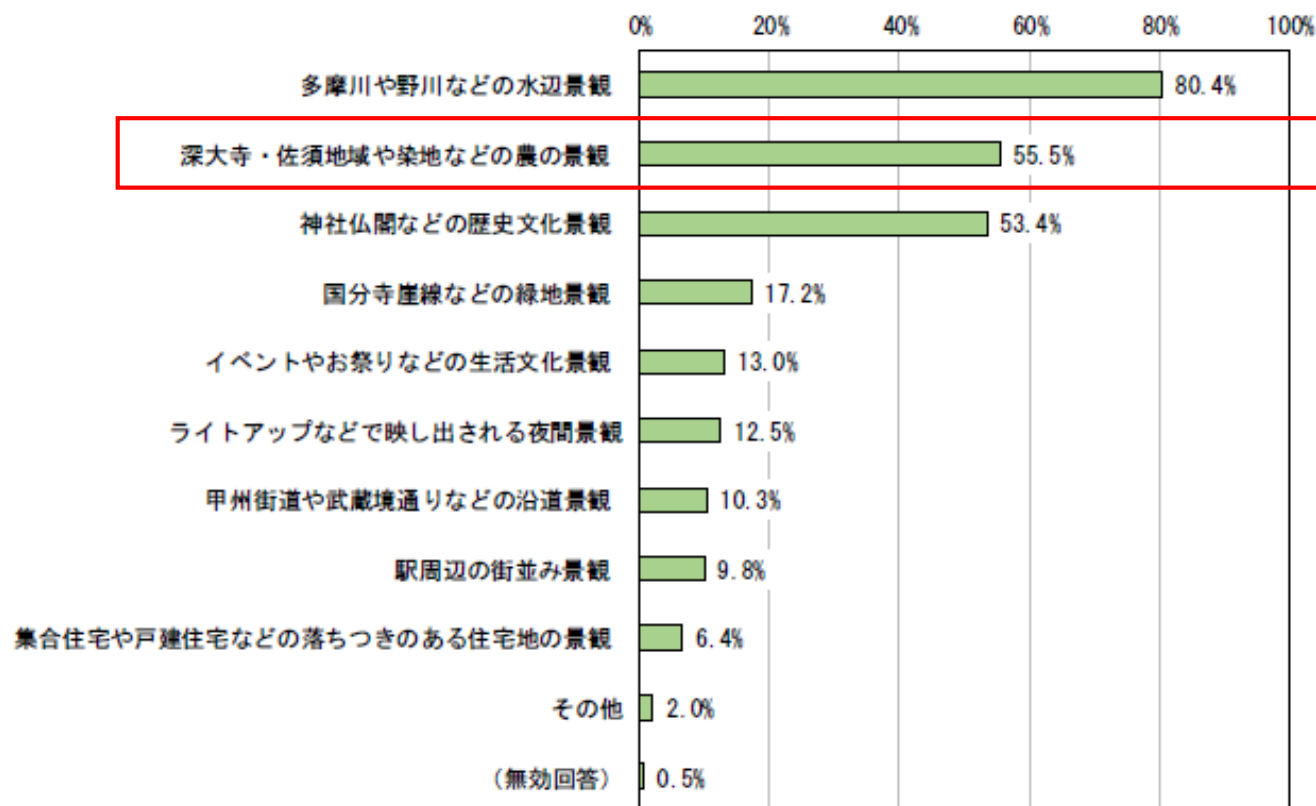
資料：調布市市民意識調査報告書（令和2年3月）より

調布市の農業の現状と課題

問 47-1) 優れた景観だと思う場所はどこですか。

<全体 (n=1,164) >

○「多摩川や野川などの水辺景観」が80.4%で最も高く、次いで「深大寺・佐須地域や染地などの農の景観」の55.5%、「神社仏閣などの歴史文化景観」の53.4%の順となっています。



資料：調布市市民意識調査報告書(令和2年3月)より

➡ 調布市の農業の現状と課題

調布市の農業の課題（抜粋）

多様な農業体験の場づくり

- ・ 市民ニーズに対応した農業体験の場の検討

都市農業を活かした食育の推進

- ・ 小中学校等での学童・学校農園の実施への支援
- ・ 民間の研究施設や見学施設等で実施されている食育への取組との連携・支援体制の構築

農業・農地への理解

- ・ 効果的な農業情報の発信や市民と農家の交流等による市民の農業への理解促進

都市農地の保全

- ・ 各種法制度に対応した取組や相続対策等の農業者への支援の拡充
- ・ 農地を保全する取組の検討

農地の多面的活用

- ・ 都市農地の継続的な保全
- ・ 農地のもつ多面的機能の発揮

農のあるまちづくり

- ・ 景観計画や緑の基本計画と連携した農のあるまちづくりを推進するための取組の検討

資料：調布市農業振興計画(令和2年3月)より

都市農地の機能

都市農地が持つ多様な機能

新鮮な農産物の供給

消費者が求める地元産の新鮮な農産物を供給する役割



農業体験・学習、交流の場

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する役割



災害時の防災空間

火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割



《 都市農業振興基本法第3条第1項で規定する都市農業の多様な機能 》

国土・環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割



良好な景観の形成

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割



都市住民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割



関係法の改正等により

- 都市農地の位置付けが、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換
- 都市緑地法第3条で、農地が緑地として位置付け

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- 都市公園で保育所等の設置を可能
〔(国家戦略特区特例の一般措置化)〕
- 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
 - ー収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - ー設置管理許可期間の延伸(10年→20年)、建蔽率の緩和等
 - ー民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施

(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
(予算) 広場等の整備に対する補助



▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年)
- 公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - ー市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
 - 〔(税) 固定資産税等の軽減
(予算) 施設整備等に対する補助〕
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - ー緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に 変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

- 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300㎡を下限)
〔(税) 現行の税制特例を適用〕
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に



▶ 市街地に残る小規模な農地での収穫体験の様子

- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設
(地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「緑の基本計画」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】
 - ー都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み